

地域の担い手創出支援事業補助金交付要綱

令和7年4月28日制定

(趣旨)

第1 知事は、人口減少や高齢化が進む地域において、地域外の人材や団体と協働で実施する地域活性化や地域課題の解決に資する取組を支援することにより、新たな地域の担い手創出を図るため、住民主体の地域づくりに取り組む組織が実施する別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更(第6に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(第6に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項及び第2項の規定による申請書及び添付書類は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消

費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更の承認申請）

第 5 第 3 の (1) 又は (2) の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第 6 第 3 の (1) 又は (2) に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 7 第 3 の (3) の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 8 第 3 の (4) の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げ）

第 9 規則第 7 条の規定による申請取り下げの期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第 10 規則第 10 条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示したときに、別記第 4 号様式による状況報告書に別に定める書類を添え、これを知事に提出して行うものとする。

（実績報告書）

第 11 規則第 12 条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第 5 号様式のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のい

ずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(取得財産の処分の制限)

第 12 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助事業により取得した価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補助金の支払い)

第 13 補助金は、規則第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項ただし書きの規定により本補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 7 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(雑則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 28 日から適用する。

別表

<p>補助の対象となる経費</p>	<p>住民主体の地域づくりに取り組む組織が、地域外の人材・団体と協働で実施する地域活性化や地域課題の解決に資する取組に要する経費 (注) 同一事業に対して、県の他の事業の補助金交付を受けている場合は、対象外とする。</p> <p>補助対象 旅費、報償費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料、備品購入費等</p>				
<p>補助額及び補助率</p>	<p>当該事業に要する経費の 1/2 以内</p> <p>補助限度額 一団体当たり上限 200 千円</p>				
<p>軽微な変更</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="355 936 512 1131"> <p>経費の配分の変更</p> </td> <td data-bbox="512 936 1402 1131"> <p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>補助対象経費欄に掲げる区分ごとの事業費の 30%を超える増減。ただし、補助金額に変更のない場合は除く。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1131 512 1317"> <p>事業内容の変更</p> </td> <td data-bbox="512 1131 1402 1317"> <p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体の変更 2 事業内容の重要な変更 </td> </tr> </table>	<p>経費の配分の変更</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>補助対象経費欄に掲げる区分ごとの事業費の 30%を超える増減。ただし、補助金額に変更のない場合は除く。</p>	<p>事業内容の変更</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体の変更 2 事業内容の重要な変更
<p>経費の配分の変更</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>補助対象経費欄に掲げる区分ごとの事業費の 30%を超える増減。ただし、補助金額に変更のない場合は除く。</p>				
<p>事業内容の変更</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体の変更 2 事業内容の重要な変更 				